

岡崎市介護サービス事業者連絡協議会会則

(名称)

第1条 本会は、岡崎市介護サービス事業者連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、介護保険制度に関する最新の情報を共有し、指定事業者として利用者の立場に立った質の高い介護サービスを提供するための方策を研究、実施することによって、要援護高齢者が自立した生活を送れるよう介護保険制度の定着と充実を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 協議会の会員は、質の高い介護サービスの提供を第一義に考え、岡崎市域で事業展開をしているか、あるいは今後予定している機関とする。

2 協議会の目的に賛同する事業者であるならば、既存・新設の別を問わない。

(入会)

第4条 協議会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を幹事会に提出し、幹事会の承諾を受けなくてはならない。

(事業内容)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護保険制度に関する最新情報を共有し、これを踏まえて、サービス事業者としての研究を行うこと。
- (2) 利用者の立場に立った、介護サービス計画の作成等居宅介護支援事業を行う場合の利用手続きに関する研究を行うこと。
- (3) 利用者の立場に立った、介護サービスの提供を行う場合の利用手続きに関する研究を行うこと。
- (4) 介護サービスの提供が困難な場合の対応に関する研究を行うこと。
- (5) 利用者の選択を容易にするための、広範囲な事業者情報の開示と提供に関する研究を行うこと。
- (6) 利用者から苦情があった場合の対応に関する研究を行うこと。
- (7) 協議会の活動内容を広く利用者に周知するための、会報の作成及びセミナーの開催等の事業の実施に関すること。
- (8) 会員間の連携を深めるための、活発な情報交換を行うこと。
- (9) その他、第2条の目的を達成するために必要と認める事業の実施に関すること。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事 若干名
- (2) 監事 2名

(役員役割)

第7条 幹事は、協議会の運営全般実務を担当する。

2 監事は、協議会の活動及び会計を監査する。

(総会)

第8条 総会は、幹事会が必要と認めた場合開催する。

2 総会は会員の過半数をもって成立し、議事は出席会員の過半数をもって決定する。

(幹事会)

第9条 幹事会に、互選による代表幹事を置き会務を総理する。

2 幹事会は、運営事項及び総会の決定事項について協議する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会に置く。

(部会の設置)

第11条 協議会の活動に必要があるときには、専門部会を置くことができる。

(顧問)

第12条 協議会に、次の顧問を置くこととする。

- (1) 岡崎市医師会
- (2) 岡崎歯科医師会
- (3) 岡崎薬剤師会

(経費の支弁)

第13条 協議会の経費は、入会金、年会費、参加費及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第14条 協議会の入会金2,000円、会費は月額1,000円とし、入会時に一括納入する。

2 途中入会するものにあつては、年会費を減額することができるものとする。

(事業年度)

第15条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終了するものとする。

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、幹事会がこれを定める。

附 則

この会則は、平成12年3月11日から施行する。